

法務省民商第724号

平成14年3月29日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

商法等の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下「改正法」という。）、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号。以下「整備法」という。）及び商業登記規則等の一部を改正する省令（平成14年法務省令第3号。以下「改正省令」という。）が本年4月1日から施行されることとなり、これに伴い昭和39年3月11日付け法務省民事甲第472号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」（以下「準則」という。）の一部が改正されます（平成14年3月29日付け法務省民商第723号当職通達）が、これらに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは商法（明治32年法律第48号）を、「有法」とあるのは有限会社法（昭和13年法律第74号）を、「特例法」とあるのは株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）を、「規則」とあるのは商法施行規則（平成14年法務省令第22号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「法登規」とあるのは法人登記規則（昭和39年法務省令第46号）を、「記録方式告示」とあるのは商業登記規則第36条第2項等の規定による電磁的記録の方式等を定める件（平成14年法務省告示第101号）を、「特定認証業務告示」とあるのは商業登記規則第36条第4項第3号の規定による特定認証業務の指定に関する件（平成14年法務省告示第102号）を、「登税法」とあるのは登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいい、条文は、特に「旧」の文字を冠したものを除き、いずれも改正後のものです。

記

第1 株式会社に関する改正

1 新株予約権制度の新設

(1) 新株予約権

ア 新株予約権

株式会社（以下第1において「会社」という。）は、新株予約権を発行

することができることとされた（法第280条ノ20第1項）。

新株予約権とは、新株予約権者が会社に対してこれを行使した場合に、会社が当該権利者に対して新株を発行し、又はこれに代えてその有する自己株式を移転する義務を負うものをいう（法第280条ノ19第1項）。

イ 新株予約権付社債

新株予約権付社債とは、新株予約権を付した社債であって、法第2編第4章第5節第3款（法第341条ノ2以下）に規定する特例の適用を受けるものをいい（法第341条ノ2第1項）、新株予約権付社債に付された新株予約権については、同款の定めるところによることとされた（同条第2項）。新株予約権付社債については、新株予約権又は社債が消滅した場合を除き、新株予約権又は社債の一方のみを譲渡することができないこととされた（同条第4項）。

(2) 新株予約権の発行の手続

ア 新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを除く。）の発行の手続

(7) 新株予約権の発行の決議

会社は、取締役会（定款に株主総会の決議による旨の定めがある場合には、株主総会）の決議により、新株予約権を発行することができることとされた（法第280条ノ20第2項）。

なお、定款に次に掲げる事項について定めがある場合には、新株予約権の発行の決議は、その定めに従わなければならない（法第280条ノ20第3項）。

- ① 新株予約権の譲渡につき取締役会の承認を要する旨
- ② 新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行すべき旨
- ③ 新株予約権の行使により新株を発行する場合における利益又は利息の配当について、当該行使に際して払込みをした時の属する営業年度又はその前の営業年度の終わりにおいて新株の発行があったものとみなす旨
- ④ 新株予約権の引受権（法第280条ノ20第2項第12号）を株主に与えるときは、その旨並びに新株予約権の引受権の目的たる新株予約権の数及びその新株予約権の発行の条件

また、一つの決議で発行される各新株予約権の発行価額その他の発行の条件は、新株予約権の引受権の目的たる新株予約権を発行する場合及び株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行する場合を除き、均等に定めなければならないこととされた（法第280条ノ22、第280条ノ24）。

(イ) 新株予約権の有利発行

会社が新株予約権を株主以外の者に対して特に有利な条件をもって発行する場合には、定款にこれに関する定めがあるときであっても、①発行する新株予約権の目的である株式の種類及び数、②発行する新株予約

権の総数、③各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額及び新株予約権を行使することができる期間その他の新株予約権の行使の条件、④新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件、⑤新株予約権の譲渡につき取締役会の承認を要するものとするときはその旨並びに⑥各新株予約権の最低発行価額（無償で発行するときは、その旨）について、法第343条に規定する株主総会の決議による授権を得なければならないこととされた（法第280条ノ21第1項前段）。この場合においては、取締役は、当該株主総会において、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって発行することを必要とする理由を開示しなければならない（同項後段）。

この決議は、当該決議の日から1年以内に発行価額の払込み（無償発行の場合においては、発行）をすべき新株予約権についてのみ効力を有することとされた（法第280条ノ21第2項）。

(ウ) 定款に株式の譲渡制限の定めがある会社における新株予約権の発行

株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある場合には、株主は、新株予約権の引受権を有することとされた（法第280条ノ27第1項本文）。ただし、①株主総会において株主以外の者に対し新株予約権を発行することができること及び②その新株予約権の目的である株式の種類及び数について、法第343条に規定する株主総会の決議があったときは、株主以外の者に対して新株予約権を発行することができることとされた（同項ただし書）。

この決議は、当該決議の日から1年以内に発行価額の払込み（無償発行の場合においては、発行）をすべき新株予約権についてのみ効力を有することとされた（法第280条ノ27第2項、第280条ノ21第2項）。

(エ) 新株予約権の申込み、割当て及び払込み

新株予約権の申込み又は新株予約権の引受権の行使は、新株予約権申込証（これに記載し、又は記録すべき事項が記載され、又は記録された証書等による契約をもって新株予約権の総数を割り当てる場合には、新株予約権申込証の作成を要しない。）をもってすることとされ、会社は、新株予約権の申込みを行った者のうちから新株予約権の割当てを受ける者及びこの者に割り当てる新株予約権の数を定めなければならないこととされた（法第280条ノ28）。

新株予約権の割当てを受けた者は、払込期日に各新株予約権についてその発行価額の全額の払込みをしなければならないこととされた（法第280条ノ29第1項）。

(オ) 新株予約権証券の発行及び新株予約権原簿の作成

新株予約権証券の発行は、払込期日（無償発行の場合には、発行する日）後遅滞なくしなければならないこととされた（法第280条ノ30第1項）。

取締役は、新株予約権原簿を作成し、必要事項を記載し、又は記録し

なければならないこととされた（法第280条ノ31第1項）。

イ 新株予約権付社債の発行の手續

(ア) 新株予約権付社債の発行の決議

会社は、取締役会（定款に株主総会の決議による旨の定めがある場合には、株主総会）の決議により、新株予約権付社債を発行することができることとされた（法第341条ノ2第1項、第341条ノ3第1項）。

同一種類の新株予約権付社債についての各社債の金額は、一般の社債と同様、均一であるか、又は最低額をもって整除することができるものでなければならず（法第299条）、新株予約権付社債に付される新株予約権の数は、社債の最低額について同数でなければならないこととされた（法第341条ノ2第3項）。

また、一つの決議で発行される新株予約権付社債に付される各新株予約権の発行価額その他の発行の条件は、新株予約権付社債の引受権の目的たる新株予約権付社債を発行する場合及び株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権付社債を発行する場合を除き、均等に定めなければならないこととされた（法第341条ノ15第3項、第280条ノ22、第280条ノ24）。

新株予約権付社債の発行の決議において、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは新株予約権に付された社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使の際に払い込むべき金額の払込み（代用払込み）があったものとする旨（法第341条ノ3第2項第7号）又は新株予約権を行使したときに代用払込みの請求があったものとみなす旨（同項第8号）を決議するには、社債の発行価額（同項第1号）と新株予約権の行使の際に払い込むべき金額（同項第4号、法第280条ノ20第2項第4号）とは、同額でなければならないこととされた（法第341条ノ3第2項）。

(イ) 新株予約権付社債の有利発行

会社が株主以外の者（株主に引受権を与えないで発行する場合の相手方（その者が株主である場合を含む。）をいう。）に対して特に有利な条件の新株予約権を付した新株予約権付社債を発行する場合については、発行する新株予約権の目的である株式の種類及び数等について法第343条に規定する株主総会の決議による授權を得なければならないこと等、新株予約権の有利発行の場合（ア(イ)）の規定が準用され、また、当該決議は、決議の日から1年内に払込みをすべき新株予約権付社債についてのみ効力を有することとされた（法第341条ノ3第4項、第280条ノ2第4項、第280条ノ21第1項）。

(ウ) 定款に株式の譲渡制限の定めがある会社における新株予約権付社債の発行

株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある場合には、株主は、新株予約権付社債の引受権を有することとされた（法第

341条ノ5第1項本文)。ただし、①株主総会において株主以外の者に対し新株予約権付社債を発行することができること及び②その新株予約権付社債に付される新株予約権の目的である株式の種類及び数について、法第343条に規定する株主総会の決議があったときは、株主以外の者に対して新株予約権付社債を発行することができることとされた(同項ただし書)。

この決議は、当該決議の日から1年以内に発行価額の払込みをすべき新株予約権付社債についてのみ効力を有することとされた(法第341条ノ5第2項、第280条ノ2第4項)。

(イ) 新株予約権付社債の申込み、割当て及び払込み

新株予約権付社債の申込み又は新株予約権付社債の引受権の行使は、新株予約権付社債申込証(これに記載し、又は記録すべき事項が記載され、又は記録された証書等による契約をもって新株予約権付社債の総数を割り当てる場合には、新株予約権付社債申込証の作成を要しない。)をもってすることとされ、会社は、新株予約権付社債の申込みを行った者のうちから新株予約権付社債の割当てを受ける者及びこの者に割り当てる新株予約権付社債の数を定めなければならないこととされた(法第341条ノ6、第341条ノ15第3項、第280条ノ28第4項、第5項)。

新株予約権の払込みを受けた者は、払込期日に各新株予約権についてその発行価額の全額の払込みをしなければならないこととされた(法第341条ノ7第1項)。

(ロ) 新株予約権付社債券の発行及び新株予約権付社債原簿の作成

会社は、払込期日後遅滞なく、新株予約権付社債券を発行しなければならないこととされた(法第341条ノ8第1項)。

新株予約権付社債を発行したときは、新株予約権原簿及び社債原簿に、それぞれ必要事項を記載し、又は記録しなければならないこととされた(法第341条ノ9)。

(3) 新株予約権の登記の手続

ア 新株予約権の登記

新株予約権の制度の新設に伴い、新株予約権の登記の制度が設けられた(法第280条ノ32)。

新株予約権付社債の場合には、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について、新株予約権の登記をすべきこととされた(法第341条ノ10)が、旧法の規定による転換社債及び新株引受権付社債の場合と異なり、社債部分については、登記事項とされていない。

イ 登記期間

新株予約権又は新株予約権付社債を発行するときは、払込期日(新株予約権の無償発行の場合には、発行する日)から、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、新株予約権の登記をし

なければならないこととされた（法第280条ノ32第1項、法第341条ノ10）。

ウ 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「新株予約権の発行」又は「新株予約権付社債の発行」である。

新株予約権の登記において登記すべき事項は、次のとおりである（法第280条ノ32第2項）。

- (ア) 新株予約権の数
- (イ) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
- (ウ) 各新株予約権の発行価額（無償発行の場合には、その旨）
- (エ) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき額（払込価額）
- (オ) 新株予約権を行使することができる期間（行使期間）
- (カ) 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
- (キ) 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

エ 新株予約権欄の用紙

新株予約権の登記をするために、会社の登記用紙に、新たに新株予約権欄の用紙が設けられた（商登規附録第7号）。

オ 申請書

会社が新株予約権の登記を申請するには、申請書に記載すべき登記すべき事項は、新株予約権欄の用紙と同一の用紙に記載しなければならないこととされた（商登規第80条第4項）。この場合においては、申請人は、当該用紙の毎葉の欄外左下部に押印しなければならない（商登規第80条第5項、第50条第4項）。

なお、新株予約権の登記は、一つの決議に基づいて発行された新株予約権ごとに、各別の用紙にしなければならないこととされた（商登規第86条の2）。

カ 添付書面

本店所在地においてする新株予約権の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、次の書面を添付しなければならない（商登法第18条、第79条第1項、第89条、商登規第82条第1項）。

- (ア) 取締役会議事録（定款に株主総会の決議により新株予約権を発行する旨の定めがある場合を除く。）

- (イ) 株主総会議事録

定款に株主総会の決議による旨の定めがある場合（法第280条ノ20第2項ただし書、法第280条ノ21第1項参照）及び株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある場合において株主以外の者に対して発行する場合（(2)ア(ウ)、イ(ウ)）に添付する。

- (ウ) 定款

定款に株主総会の決議による旨の定めがある場合に添付する。

- (イ) 新株予約権又は新株予約権付社債の申込み及び引受けを証する書面
- (ロ) 新株予約権の発行価額（新株予約権付社債の場合にあっては、社債及び新株予約権の発行価額）の全額の払込みがあったことを証する書面（無償で新株予約権を発行した場合を除く。）

キ 登録免許税額

新株予約権の登記の登録免許税額は、本店所在地においては申請1件につき9万円、支店所在地においては申請1件につき9000円である（登録法別表第一第19号（一）ヌ、（二）イ）。

ク 登記の記載

新株予約権の登記の記載は、別紙記載例1（1）による。この場合における新株予約権欄の用紙の丁数の記入は、一つの決議に基づいて発行された新株予約権ごとに区分し（規則第4条第2項）、その新株予約権を特定する適宜の符号を付さなければならないこととされた（準則64条の2）。

(4) 新株予約権の行使による変更の登記

ア 新株予約権の行使

新株予約権を行使する者は、請求書に新株予約権証券又は新株予約権付社債券を添付して会社に提出し、かつ、発行決議において定められた新株予約権の行使に際して払い込むべき価額の全額の払込みをしなければならないこととされた（法第280条ノ37第1項、第341条ノ13第1項）。この払込みは、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に記載された払込場所において行わなければならない（法第280条ノ37第3項、第341条ノ13第3項）。

なお、新株予約権付社債の発行の決議において、新株予約権を行使する者の請求があるときは当該新株予約権付社債に付された社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使の際に払い込むべき金額の払込み（代用払込み）があったものとする旨又は新株予約権を行使したときに代用払込みの請求があったものとみなす旨が定められている場合においては、新株予約権付社債券を添付して請求書を会社に提出すれば足りる。

新株予約権を行使した者は、払込みの時に株主となる（法第280条ノ38第1項、第341条ノ13第3項）。

イ 新株予約権の行使による変更の登記の手続

(7) 登記期間

新株予約権の行使があったときは、毎月末日現在により、本店所在地においてはその日から2週間以内に、支店所在地においてはその日から3週間以内に、新株予約権の行使による変更の登記をしなければならない（法第280条ノ37第4項、第341条ノ13第3項、第222条ノ7）。

(イ) 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「新株予約権の行使」である。

登記すべき事項は、次の事項につき変更があった旨及びその年月日で

ある。

- ① 発行済株式の総数並びに種類及び数
- ② 資本の額
- ③ 新株予約権の数
- ④ 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の全部が行使されたときは、③及び④に代え、新株予約権全部行使の旨及びその年月日が、登記すべき事項となる。

(ウ) 添付書面

本店所在地においてする新株予約権の行使による変更の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、次の書面を添付しなければならない（商登法第79条第1項、第82条の2、第82条第4号）。

- ① 新株予約権の権利行使の請求書の提出を証する書面
- ② 次のいずれかに掲げる書面
 - (a) 払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書
 - (b) 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の場合において、代用払込みの請求（法第341条ノ3第1項第7号）があったときは、当該請求があったことを証する書面
 - (c) 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の場合において、新株予約権を行使したときに代用払込みの請求があったものとみなす旨（法第341条ノ3第1項第8号）及び当該請求により社債の全額の償還に代えて払込みがあったものとする旨（同項第7号）の定めがあるときは、これらの事項の決議があったことを証する書面
- ③ 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組み入れない額を定めたときは、当該定め決議（法第280条ノ20第2項第10号、法第341条ノ3第1項第4号）があったことを証する書面

(I) 登録免許税額

新株予約権の行使による変更の登記の登録免許税額は、本店所在地においては増加した資本の額の1000分の7（これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請1件につき3万円）、支店所在地においては申請1件につき9000円である（登税法別表第一第19号（一）二、（二）イ）。

(オ) 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例1(2)による。

(5) 新株予約権の消却による変更の登記

ア 新株予約権の消却

会社は、新株予約権の発行の決議において新株予約権を消却することができる事由として定めた事由が発生したときに限り、新株予約権を消却す

ることができることとされた（法第280条ノ36第1項前段）。

新株予約権を消却するには、取締役会の決議をもって消却されるべき新株予約権を定めるとともに、1月を下らない一定の期間内に当該新株予約権証券を会社に提出すべき旨を公告し（ただし、新株予約権証券が発行されている場合に限る。）、かつ、新株予約権者に通知しなければならない（法第280条ノ36第1項後段、第2項、第3項）。

新株予約権の消却は、上記の期間満了の時に効力を生じる（法第280条ノ36第4項）。

新株予約権付社債に付された新株予約権を消却する場合も、同様とされた（法第341条ノ12第1項）。この場合において、まだ消滅していない社債があるときは、取締役は、提出された新株予約権付社債券に新株予約権が消却された旨を記載して、権利者に交付しなければならない（法第341条ノ12第2項）。

イ 新株予約権の消却による変更の登記の手続

(7) 登記期間

新株予約権又は新株予約権付社債に付された新株予約権を消却したときは、消却の効力が生じた日から、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、新株予約権の消却による変更の登記をしなければならないこととされた（法第280条ノ32第3項（第341条ノ10）、第67条）。

(4) 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「新株予約権の消却」である。

登記すべき事項は、「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」につき変更があった旨並びにその年月日である。

なお、新株予約権の全部が消却されたときは、新株予約権の全部消却の旨及びその年月日である。

(ウ) 添付書面

新株予約権又は新株予約権付社債に付された新株予約権の消却による変更の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面のほか、次の書面を添付しなければならない（商登法第18条、第79条第1項、第89条の2）。

- ① 新株予約権の消却をすることができる事由として定められた事由の発生を証する書面
- ② 消却されるべき新株予約権を決定する決議（商法第280条ノ36第1項後段、第341条ノ12第1項）をした取締役会議事録
- ③ 新株予約権証券又は新株予約権付社債券を提出すべき旨の公告（新株予約権証券を発行していない場合には、新株予約権者に対する通知）をしたことを証する書面

(I) 登録免許税額

新株予約権の消却による変更の登記の登録免許税額は、申請1件につ

き、本店所在地においては3万円、支店所在地においては9000円である（登税法別表第一第19号（一）ツ、（二）イ）。

(4) 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例1(3)による。

(6) 新株予約権の行使期間の満了による変更の登記

ア 新株予約権の行使期間の満了

新株予約権又は新株予約権付社債の発行の決議において、新株予約権の行使期間（法第280条ノ20第2項第5号、第341条ノ3第1項第4号）を定めることができる。新株予約権は、当該行使期間の満了により消滅する。

イ 新株予約権の行使期間の満了による変更の登記の手続

(7) 登記期間

新株予約権の行使期間が満了したときは、満了の日から、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、新株予約権の行使期間の満了による変更の登記をしなければならないこととされた（法第280条ノ32第3項（第341条ノ10）、第67条）。

(i) 登記すべき事項

新株予約権の行使期間が満了した旨及びその年月日である。

(ii) 添付書面

新株予約権又は新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了による変更の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）を除き、書面の添付を要しない。

(I) 登録免許税額

新株予約権の行使期間の満了による変更の登記の登録免許税額は、(5)イ(I)と同様である。

(4) 登記の記載

登記の記載は、別紙記載例1(4)による。

(7) 株式交換又は株式移転による新株予約権の登記

ア 株式交換又は株式移転の際の新株予約権の承継

株式交換及び株式移転の場合においては、合併及び会社分割の場合とは異なり、当事会社間において債権債務の承継を生じないが、完全子会社となる会社が発行した新株予約権に係る義務については、新株予約権付社債に付されたものである場合を除き、一定の要件と手続の下で、完全親会社となる会社が承継することができることとされた（法第352条第3項、第364条第3項）。

(7) 発行会社における発行決議

新株予約権に係る義務が株式交換又は株式移転の際に完全親会社となる会社に承継されることとするためには、新株予約権の発行決議において、次の事項についての決議がされていなければならない（法第352条第3項ただし書、第364条第3項ただし書）。

- ① 発行会社を完全子会社となる会社とする株式交換又は株式移転を行うに際して、新株予約権に係る義務を、当該株式交換により完全親会社となる会社又は当該株式移転により設立する完全親会社に承継させること。
- ② 承継させた場合における新株予約権の目的である完全親会社となる会社又は設立する完全親会社の株式の種類及び数等の当該新株予約権に関する事項の決定の方針
- (イ) 株式交換契約書又は株式移転の承認決議の内容
新株予約権に係る義務を株式交換又は株式移転の際に完全親会社となる会社に承継させるには、各当事会社の株主総会において承認された株式交換契約書又は完全子会社となる会社の株主総会において承認された株式移転に関する事項の内容が、次の要件を満たさなければならないこととされた（法第352条第3項ただし書、第353条第2項第4号ノ2、第364条第3項ただし書、第365条第1項第4号ノ2）。
- ① 完全子会社となる会社が発行した新株予約権に係る義務を完全親会社となる会社又は設立する完全親会社が承継することとし、承継後の新株予約権の目的である株式の種類及び数等の当該新株予約権に関する事項を定めるものであること。
- ② ①で定めた事項が(ア)②の決定の方針に沿うものであること。
- イ 株式交換又は株式移転による新株予約権の登記の手続
- (ア) 登記期間等
- ① 株式交換の場合
完全親会社となる会社が株式交換によって新株予約権に係る義務を承継したときは、当該会社は、株式交換の日から、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、新株予約権の登記をしなければならないこととされた（法第359条ノ3）。
完全親会社となる会社がする株式交換による新株予約権の登記（本店所在地においてするものに限る。）は、次の登記と同時に申請しなければならない（商登法第89条の5第2項第1号、第2号）。
- (a) 完全親会社となる会社が当該株式交換による変更の登記（商登法第89条の3第1項）をもすべき場合には、本店所在地においてする当該登記
- (b) 当該株式交換により完全子会社となる会社が本店所在地においてする当該株式交換による新株予約権の登記の変更の登記
この登記の申請は、完全親会社となる会社の本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（商登法第89条の5第1項）。
- ② 株式移転の場合
株式移転により設立する完全親会社が新株予約権に係る義務を承継したときは、当該会社は、株式移転による設立の登記と同時に、新株

予約権の登記をしなければならないこととされた（法第369条第2項）。

完全子会社となる会社がする新株予約権の登記の変更の登記の申請は、これらの登記と同時に、設立する完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（商登法第89条の5第1項、第2項第3号）。

(イ) 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「株式交換」又は「何年何月何日株式移転の手続終了」である。

登記すべき事項は、(3)ウの(7)から(9)までに掲げる事項である。

(ロ) 添付書面

本店所在地においては、株式交換により完全親会社となる会社が株式交換による変更の登記（商登法第89条の3第1項）をする必要がない場合には、同項に規定する添付書面のうち、①株式交換契約書、②完全子会社の株主総会議事録、③完全子会社の登記簿謄本（当該登記所の管轄区域内に完全子会社の本店又は支店がある場合を除く。）、④簡易株式交換に反対の意思を通知した株主が有する議決権の総数及び総株主の議決権の数を証する書面、⑤商法第359条1項の規定による公告をしたことを証する書面（商登法第89条の3第2項）並びに⑥株式交換契約書を承認した完全親会社となる会社の株主総会議事録（商登法第79条第1項）を添付する。

なお、本店所在地における株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社がする当該株式交換又は当該株式移転による新株予約権の登記の変更の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）を除き、書面の添付を要しない（商登法第89条の5第3項）。

(ハ) 登記の記載等

登記の記載は、別紙記載例1(5)及び(6)による。

株式交換により完全親会社となる会社又は株式移転により設立する完全親会社の本店所在地を管轄する登記所においては、同時申請された各登記の申請（7参照）のいずれかについて却下事由がある場合には、同時申請に係る各申請を共に却下しなければならない（商登法第89条の5第4項、第89条の10第1項）。

株式交換により完全親会社となる会社又は株式移転により設立する完全親会社の本店所在地を管轄する登記所においては、当該株式交換による変更の登記又は当該完全親会社の設立の登記をした場合には、遅滞なく、その登記の日を、当該株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社についてする変更の登記の申請書に記載し、これを当該完全子会社となる会社の本店所在地を管轄する登記所に送付しなければならない（商登法第89条の5第4項、第89条の10第2項）。

(8) 経過措置

ア 旧法による新株の引受権等に関する経過措置

- (ア) 改正法の施行前にされた旧法第280条ノ19第2項の決議に基づき付与する新株の引受権に関しては、改正法の施行後も、なお従前の例によることとされた（改正法附則第6条第1項）。
- (イ) 改正法の施行前に転換社債又は新株引受権付社債の発行の決議があった場合においては、当該決議に基づき発行する転換社債又は新株引受権付社債に関しては、改正法の施行後も、なお従前の例によることとされた（改正法附則7条第1項）。

イ 旧法による新株の引受権等についての登記等に関する経過措置

- (ア) アの新株の引受権並びに転換社債及び新株引受権付社債についての登記に関しては、整備法の施行後も、なお従前の例によることとされ（整備法第70条、改正省令附則第2項）、当該登記の申請書の添付書面及び登記用紙の様式等については、旧商登法及び旧商登規の規定が適用される。
- (イ) アの新株の引受権並びに転換社債及び新株引受権付社債の登記に係る登録免許税については、整備法の施行後も、なお従前の例によることとされ（整備法第76条）、本店所在地においてする当該登記に関する登録免許税額は、旧登税法別表第一第19号(一)又に定めるところによることとされた。

2 種類株式制度の見直し

(1) 議決権制限株式

ア 議決権制限株式の発行

会社は、議決権を行使することができる事項について内容の異なる数種の株式（議決権制限株式）を発行することができることとされた（法第222条第1項、第4項）。この場合においては、定款をもってその内容及び数を定めなければならない（同条第2項）。

イ 議決権制限株式の発行限度

議決権制限株式の総数は、発行済株式の総数の2分の1（単元株制度を採用する会社においては、議決権制限株式につき存する単元の数について、発行済株式の全部につき存する単元の数2分の1）を超えることができないこととされた（法第222条第5項、第6項）。

ウ 議決権制限株式の登記

旧法の下では、議決権の有無は、旧法第222条第1項にいう数種の株式の内容をなすものではなく、したがって、登記事項とされていなかったが、改正法による改正後の法第222条第1項の規定により、ある種類の株式についての議決権を行使することができる事項に関する定めも、当該種類株式の内容とされたことから、改正法施行後は、「各種ノ株式ノ内容」（法第188条第2項第3号、第175条第2項第4号）として、これを登記しなければならない。

なお、改正法施行の際現に発行されている配当優先株式で、旧法第242条第1項本文の規定に基づき定款で当該株式の株主に議決権がない旨が定められているものについては、改正法の施行後も、なお従前の例による（ただし、旧法第242条第3項の規定は適用しない。）こととされている（改正法附則第3条第1項）から、当該定めは、当該種類の株式の内容として登記すべきものとはならない。

エ 議決権制限株式を有する株主の権利に関する定めの登記

(7) 議決権制限株式を有する株主の権利に関する定め

会社は、定款をもって、議決権制限株式を有する株主が法第222条第4項第1号又は第2号に掲げる規定の全部又は一部の適用について議決権を有しないものとする旨を定めることができることとされた（法第222条第4項）。

(1) 議決権制限株式を有する株主の権利に関する定めの登記の手續

(7)の議決権制限株式を有する株主の権利に関する定めは、登記事項とされた（法第188条第2項第3号、第175条第2項第4号ノ4）。

この定めを設けたことによる変更登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）のほか、当該定めを設けるため定款を変更した株主総会議事録（商登法第79条第1項）を添付しなければならない。この場合の登録免許税額は、申請1件につき、本店所在地においては3万円、支店所在地においては9000円である（登税法別表第一第19号（一）ツ、（二）イ）。

議決権制限株式を有する株主の権利に関する定めの登記の記載は、別紙記載例2による。

(2) 利益の配当に関する定めの内容

利益の配当に関し内容の異なる種類の株式を会社の成立後発行する場合には、当該種類株式の内容を定める定款の規定においては、具体的な配当すべき額については当該種類株式を発行する際において新株発行事項を決定する取締役会又は株主総会（法第280条ノ2第1項）において定める旨を定めることができることとされた（法第222条第3項本文）。この場合においては、定款をもって、配当すべき額につきその上限額その他の算定の基準の要綱を定めなければならないこととされた（同項ただし書）。

このような配当すべき額についての算定の基準の要綱についての定款の定めは、種類株式の内容の一部として、登記事項となる（法第188条第2項第3号、第175条第2項第4号）。

(3) 種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

ア 種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

会社が数種の株式を発行する場合においては、定款をもって、法令又は定款の定めにより株主総会又は取締役会において決議することとされる事項の全部又は一部につき、当該決議のほか、ある種類の株主の総会の決議を要するものを定めることができることとされた（法第222条第7項）。

イ 種類株主総会の決議を要する事項に関する定めの登記

アの種類株主総会の決議を要する事項に関する定款の定めは、登記事項とされた（法第188条第2項第3号、第175条第2項第4号ノ4）。

この定めを設けたことによる変更の登記の申請書に添付すべき書面及び登録免許税額は、(1)エ(イ)と同様である。

種類株主総会の決議を要する事項に関する定めの登記の記載は、別紙記載例3による。

(4) 転換予約権付株式

会社が数種の株式を発行する場合においては、定款をもって、株主がその引き受けた株式を他の種類の株式に転換することを請求することができる旨を定めることができ（法第222条第1項）、当該転換の請求をすることができる株式を、従来、転換株式と称していたが、改正法により新たに設けられた強制転換条項付株式（(5)）と区別する必要があることから、その名称を転換予約権付株式と改めることとされた（法第222条ノ3）。

(5) 強制転換条項付株式

ア 強制転換条項付株式の発行に関する定め

(7) 強制転換条項付株式の発行に関する定め

会社が数種の株式を発行する場合においては、定款をもって、定款に定める事由が発生したときは会社がその発行したある種類の株式を他の種類の株式に転換することができる旨を定めることができることとされ（法第222条ノ8前段）、当該ある種類の株式を、強制転換条項付株式と称することとされた（法第222条ノ9第1項）。

強制転換条項付株式の発行に関する定めを設ける場合には、定款をもって、転換によって発行すべき株式の内容及び転換の条件を定めなければならないこととされた（法第222条ノ8後段）。

(1) 強制転換条項付株式の発行に関する定めの登記

強制転換条項付株式の発行に関する定款の定めは、登記事項とされた（法第188条第2項第3号、第175条第2項第4号ノ6）。

この定めを設けたことによる変更の登記の申請書に添付すべき書面及び登録免許税額は、(1)エ(イ)と同様である。

強制転換条項付株式の発行に関する定めの登記の記載は、別紙記載例4による。

イ 強制転換条項付株式の転換

(7) 強制転換条項付株式の転換

会社が強制転換条項付株式の転換をする場合には、取締役会において転換されるべき強制転換条項付株式を決議し、当該決議をした旨、転換されるべき強制転換条項付株式及び1月を下らない一定の期間内に当該株式を提出すべき旨を公告するとともに、当該強制転換条項付株式の株主及び株主名簿に記載又は記録がある質権者に各別の通知をしなければならないこととされた（法第222条ノ9第1項、第2項）。

強制転換条項付株式の転換の効力は、公告又は通知に係る株券提出期間の満了の時に生じることとされた（法第222条ノ9第3項）。

(イ) 強制転換条項付株式の転換による変更の登記

① 登記期間

強制転換条項付株式を転換したときは、転換の効力の発生の時から、本店所在地においては2週間以内に、支店所在地においては3週間以内に、強制転換条項付株式の転換による変更の登記をしなければならない。

② 登記の事由及び登記すべき事項

登記の事由は、「強制転換条項付株式の転換」である。

登記すべき事項は、(a)発行する株式の総数、(b)発行済株式の総数並びに種類及び数並びに(c)発行する各種の株式の内容及び数並びにこれらにつき変更を生じた年月日である。

③ 添付書面

強制転換条項付株式の転換による変更の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならない（商登法第83条の2、第79条第1項）。

(a) 転換すべき事由として定められた事由が発生したことを証する書面

(b) 転換の決議をした取締役会議事録

(c) 転換の決議をした旨の公告をしたことを証する書面

④ 登録免許税額

強制転換条項付株式の転換による変更の登記の登録免許税額は、申請1件につき、本店所在地においては3万円、支店所在地においては9000円である（登税法別表第一第19号(一)ツ、(二)イ）。

3 新株の発行に関する規制の見直し

(1) 株主総会決議による授権の効力

株主以外の者に対して特に有利な発行価額をもって新株を発行する場合における株主総会の決議（法第280条ノ2第2項）は、従来、決議後最初発行する新株であって、その日から6月内に払込みをすべきものについてのみ効力を有することとされていたが、改正法により、有効期間が決議の日から1年以内にまで延長されるとともに、当該決議により授権された範囲内において、数回にわたって新株の有利発行ができることとされた（法第280条ノ2第4項）。

(2) 新株の総数を引き受ける場合における株式の申込みの特例

特定の者が発行される新株の総数を引き受ける場合において、新株申込証の記載事項及び払込みを取り扱う銀行又は信託会社の払込取扱場所を記載し、又は記録した証書又は電磁的記録をもって当該引受けがされるときは、株式申込証の作成を要しないこととされた（法第280条ノ6第2項）。

(3) 譲渡制限会社における会社が発行する株式の総数に関する制限の廃止

株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある会社（以下「譲渡制限会社」という。）については、会社が設立に際して発行する株式の総数は会社の発行する株式の総数の4分の1を下ることができない旨の制限及び会社の発行する株式の総数を発行済株式の総数の4倍を超えて増加することができない旨の制限は、適用しないこととされた（法第166条第4項ただし書、第347条ただし書）。

(4) 譲渡制限会社における新株の発行

ア 株主総会決議による授権の効力

譲渡制限会社において株主以外の者に対して新株を発行する場合における株主総会の決議（法第280条ノ5ノ2第1項ただし書）による授権の効力については、(1)と同様とされた（同条第2項、第280条ノ2第4項）。

イ 取締役会の決議事項

アの株主総会の決議があった場合においては、取締役会において、新株の割当てを受ける者並びにこれに対して割り当てる株式の種類及び数を定めなければならないこととされた（法第280条ノ2第1項第9号）。

4 会社関係書類の電子化等

(1) 会社関係書類等の電子化

ア 会社関係書類の電子化

定款、議事録、貸借対照表等を電磁的記録で作成し、又は書面に記載すべき情報を記録した電磁的記録を作成することができることを明らかにし（法第166条第3項、第244条第4項、第281条第2項等、第33条ノ2第1項）、この場合における署名に代わる措置（法第33条ノ2条第2項）として電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名を定める（規則第4条）等、所要の規定の整備が行われた。

イ 株主総会の招集通知等の電子化

株主総会の招集通知等の会社と株主との間における通知等について、あらかじめ株主等に対して電磁的方法の種類及び内容を示して承諾を得た上で、インターネット等を利用した電磁的方法により行うことができることとする（法第224条第2項、第232条第2項、商法及び有限会社法の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手続等を定める政令（平成14年政令第20号）第8条第1項、第9条第1項等）等、所要の規定の整備が行われた。

ウ 株主総会における書面投票制度及び電子投票制度の導入

株主総会における議決権行使について、書面投票制度及び電子投票制度が導入され、会社は、取締役会の決議をもって、総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めることができることとする（法第239条ノ2第1項、第239条ノ3第1項）

等、所要の規定の整備が行われた。

(2) 貸借対照表の公開方法の拡大

ア 貸借対照表等の公告に代わる措置

(7) 会社は、定時株主総会の承認を得た貸借対照表又はその要旨の公告に代えて、取締役会の決議をもって、貸借対照表に記載され、又は記録された事項をインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、定時株主総会の承認を得た日の後5年を経過する日まで、不特定多数の者がインターネットを利用してその情報の提供を受けることができる状態に置く措置を執ることとすることができることとされた（法第283条第5項、規則第10条）。

(イ) 特例法第2条に規定する株式会社（以下「大会社」という。）にあっては、定時株主総会の承認を得、又は定時株主総会に報告をした貸借対照表及び損益計算書について、(7)と同様とされた（特例法第16条第3項）。

イ 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記

取締役会においてアの決議をしたときは、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書。以下この項目において同じ。）に係る情報の提供を受けるために必要な事項として、ア(7)の措置を執るために使用する自動公衆送信装置のうち、当該措置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合（具体的には、当該情報が掲載されているウェブページのアドレス）を登記しなければならないこととされた（法第188条第2項第10号、特例法第16条第5項、規則第8条第1項、第2項）。

この場合の登記の申請書には、代理人によって申請する場合のその権限を証する書面（商登法第18条）のほか、取締役会議事録を添付しなければならない（商登法第79条第1項）。登録免許税額は、申請1件につき、本店所在地においては3万円、支店所在地においては9000円である（登税法別表第一第19号(一)ツ、(二)イ）。

貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の登記の記載は、別紙記載例5による。

第2 会社関係書類等の電子化に伴う商登法等の整備

1 登記の申請書に添付すべき電磁的記録

登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録を当該申請書に添付すべきこととされた（商登法第19条の2）。

(1) 電磁的記録の添付が認められる範囲

次の書面を除くすべてのものについて、電磁的記録の添付が認められる。

ア 委任による代理人の権限を証する書面（商登法第18条）

イ 商号の譲渡人の承諾書（商登法第30条第2項）

ウ 営業の譲渡人の承諾書（商登法第31条第2項）

(2) 添付すべき電磁的記録

申請書に添付すべき電磁的記録の媒体、情報の内容等は、次のとおりである。

ア 媒体

(7) 申請書に添付すべき電磁的記録は、次のいずれかに該当する構造のものでなければならないこととされた（商登規第36条第1項）。

① 日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（3.5インチフロッピーディスク）

② 日本工業規格X0606に適合する120ミリメートル光ディスク（CD-ROM及びCD-R）

(4) 申請書に添付すべき電磁的記録のトラックフォーマット並びにボリューム及びファイル構成等は、次のとおり指定された（記録方式告示の1）。

なお、一つの電磁的記録には、一つの申請に係るファイル（複数のファイルも可）を記録するものとされた。

① 3.5インチフロッピーディスクにあつては、トラックフォーマットは日本工業規格X6225、ボリューム及びファイル構成は日本工業規格X0605（2HD, 1.44MB）による。

② CD-ROM又はCD-Rにあつては、トラックフォーマットは日本工業規格X6281、ボリューム及びファイル構成は日本工業規格X0606又はX0608による。

イ 記録すべき情報

(7) 電磁的記録で作られた定款、議事録若しくは貸借対照表又は申請書に添付すべき書面に代えて作られた電磁的記録に記録された情報の内容（商登法第19条の2）

(4) 電子署名

記録する情報は、電子署名として商登規第33条の4に定める措置を講じたものでなければならないこととされた（商登規第36条第3項柱書）。

(ウ) 電子証明書

申請書に添付すべき電磁的記録には、(イ)の電子署名が当該電磁的記録に記録された情報の作成者によってされたことを確認するため、次のいずれかの電子証明書を記録しなければならない（商登規第36条第4項）。

① 電子認証登記所の登記官の電子証明書

② 指定公証人電子証明書

③ 特定認証業務の用に供するために作成された電子証明書

申請書に添付すべき電磁的記録に記録することができる電子証明書に係るものとして、次の特定認証業務が指定された（特定認証業務告

示)。

(a) AccreditedSignパブリックサービス (平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第3号)

(b) AccreditedSignパブリックサービス2 (平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第5号)

④ その他法務大臣の指定する電子証明書

現時点では、これに該当するものとして法務大臣が指定したものはない。

ウ 記録するデータの形式等

申請書に添付すべき電磁的記録に記録するファイルの形式等は、記録方式告示の2のとおり定められた。

エ 商号の表示

申請書に添付する電磁的記録には、商号を記載した書面をはり付けなければならないこととされた(商登規第3.6条第6項,第33条の6第9項)。

2 申請書に添付された電磁的記録の処理

電磁的記録を添付した申請書の受付をしたときは、当該電磁的記録について、速やかに次の処理をしなければならない。

(1) コンピュータ・ウイルスのチェック

申請書に添付された電磁的記録については、ウイルス・チェック・ソフトウェアを使用して、コンピュータ・ウイルスのチェックを行わなければならない。コンピュータ・ウイルスのチェックを経ない電磁的記録については、他の作業を行ってはならない。

(2) 電子署名の検証

電磁的記録に付与されている電子署名の検証を行う。

(3) 電子証明書の有効性の確認

電磁的記録に記録された電子証明書の有効性を確認する。

(4) 検証及び有効性の確認の結果並びに記録された情報の内容の印刷

電子署名の検証結果及び電子証明書の有効性の確認結果を記録しておくため、これらの結果を用紙に出力する。

また、電磁的記録に記録されたファイルは、調査、校合等の便宜のため、用紙に出力する。

(5) 申請を却下すべき場合

申請書に添付された電磁的記録について(1)から(3)までの処理を行った結果が次に当たる場合には、登記の申請を却下しなければならない(商登法第24条第8号該当)。ただし、申請人が即日これを補正したときは、この限りでない。

ア コンピュータ・ウイルスが検出された場合

イ 電子署名の検証の結果、当該ファイルが改ざんされていることが検知された場合(検証に失敗した場合)

ウ 電磁的記録に記録された文章の作成者と電子署名をした者が異なる場合

エ 電子証明書の有効性確認の結果、電子署名時において、当該証明書が存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留されていたことが確認された場合

なお、電子署名に用いる電子証明書は、当該署名を付した電磁的記録の作成時において有効なものであれば足り、登記官が有効性を確認した時点で失効等していても、差し支えない。電子証明書によっては、過去のある時点における有効性の確認ができない場合があるが、そのような場合には、当該電子署名を付した電磁的記録の作成時において当該電子証明書が有効でないことを明確に推認することができることを除き、当該電子署名は有効にされたものとして取り扱って差し支えない。

3 申請書に添付された電磁的記録の保存

申請書に添付された電磁的記録は、登記簿の附属書類に含まれるものであるので、申請書及びその他の附属書類とともに、受付の日から5年間（商登規第34条第4号の2）保存しなければならない。電磁的記録を申請書等とともに申請書類綴込帳（準則第37条第3号）につづり込むに際しては、当該電磁的記録を破損等することのないように注意しなければならない。

なお、電磁的記録の保存のため必要があるときは、これを申請書類綴込帳につづり込まず、別の容器等に格納して保存することとして差し支えない。この場合においては、電磁的記録が別途保存されていることを申請書類綴込帳において明らかにするとともに、当該電磁的記録に受付年月日及び受付番号を表示する等、その保存に遺漏のないよう適宜の措置を講じなければならない。

4 申請書に添付された電磁的記録の閲覧

(1) 閲覧の請求

何人も、登記簿の附属書類について、利害関係のある部分に限り、閲覧の請求をすることができる（法第10条第2項）が、このことは、申請書に添付された電磁的記録についても同様である。この場合においては、同一事件の申請書に添付書類と電磁的記録とが添付されているときであっても、閲覧の手数料は、一事件に関するものにつき500円を徴収する（登記手数料令（昭和24年政令第140号）第3条第1項）。

(2) 閲覧の方法

申請書に添付された電磁的記録の閲覧の請求があった場合には、当該電磁的記録に記録された情報の内容を用紙に出力したものを、閲覧に供することとされた（商登規第30条第2項）。この際、2(4)で出力した用紙を申請書類綴込帳につづり込んでおき、便宜これを閲覧に供することとして差し支えない。

第3 合名会社、合資会社及び有限会社に関する改正

1 合名会社及び合資会社に関する改正

合名会社及び合資会社についても、定款等について、第1の4(1)アと同様の電子化が図られた（法第63条第3項、第130条第2項、第147条）。

2 有限会社に関する改正

有限会社についても、定款、議事録、貸借対照表その他の会社関係書類及び会社と社員との間の通知等について、第1の4(1)ア及びイと同様の電子化が図られた(有法第6条第3項、第19条第4項、法第204条ノ2第2項、有法第24条第4項、法第224条第2項、有法第41条、法第244条第4項、有法第43条第4項等)ほか、社員総会における書面投票制度及び電子投票制度について、同ウと同様の整備が図られた(有法第38条ノ3第1項、第38条ノ4第1項)。また、総会の決議をすべき場合において総社員の承諾あるときは、電磁的方法による決議をすることができることとされた(有法第42条第1項本文)。

第4 各種法人等に関する改正

1 投資法人に関する改正

- (1) 整備法第40条により投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)の一部が改正され、規約、貸借対照表等投資法人に関する書類及び投資主総会の招集通知その他の投資法人と投資主との間の通知等について、第1の4(1)ア及びイと同様の電子化が図られた(同法第67条第2項、第3項、第129条第2項、第3項、第91条第2項等)ほか、投資主総会における電子投票制度について、同ウと同様の整備が図られた(同法第92条の2第1項本文)。
- (2) 登記の申請書に添付すべき規約等が電磁的記録で作られ、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録が作成されている場合における申請書に添付すべき電磁的記録に関する取扱いは、第2と同様である(投資信託及び投資法人に関する法律第182条、商登法第19条の2、投資法人登記規則第9条、商登規第36条)。

2 相互会社に関する改正

- (1) 整備法第110条により保険業法(平成7年法律第105号)の一部が改正され、定款、貸借対照表等相互会社に関する書類及び社員総会の招集通知その他の相互会社と社員との間の通知等について、第1の4(1)ア及びイと同様の電子化が図られた(同法第22条第4項、第32条第2項、第41条、第59条等)ほか、社員総会等における電子投票制度について、同ウと同様の整備が図られた(同法第41条等)。

相互会社の貸借対照表(大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書)について、第1の4(2)アと同様に、取締役会の決議をもって公告に代わる措置を執ることができることとされた(同法第59条)。

- (2) 相互会社の登記の申請書に添付すべき定款等が電磁的記録で作られ、又は相互会社若しくは外国相互会社の登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録が作成されている場合における申請書に添付すべき電磁的記録に関する取扱いは、第2と同様である(保険業法第65条、第216条第1項、商登法第19条の2、法登規第9条、商登規第36条)。

相互会社の取締役会において貸借対照表について公告に代わる措置を執る旨の決議をしたときは、貸借対照表(大会社にあっては、貸借対照表及び損

益計算書)に係る情報の提供を受けるために必要な事項として、当該情報が掲載されているウェブページのアドレスを登記しなければならないこととされた(保険業法第27条第2項第7号)。この場合の登記の手続は、第1の4(2)イと同様である。

3 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する改正

- (1) 整備法第126条により中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)の一部が改正され、中小企業等投資事業有限責任組合契約に基づく共同事業として、転換社債又は新株引受権付社債の取得及び保有等に代えて、新株予約権又は新株予約権付社債の取得又は保有等を営むことができることとされた(同法第3条第1項第2号、第3号、第5号、第6号イ)。ただし、改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債であって中小企業等が発行したものの取得又は保有の事業も、引き続き営むことができる(整備法第127条第1項)。

なお、改正法施行の際現に存する改正前の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する組合契約で転換社債及び新株引受権付社債に係る事業を営むことを約するもの及びその登記は、改正法による改正後の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する組合契約で新株予約権及び新株予約権付社債並びに改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債に係る事業を営むことを約するもの並びにその登記とみなされることとされた(整備法第127条第2項)。

- (2) 登記の申請書に添付すべき規約等が電磁的記録で作られ、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録が作成されている場合における申請書に添付すべき電磁的記録に関する取扱いは、第2と同様である(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第33条、商登法第19条の2、中小企業等投資事業有限責任組合契約登記規則第9条、商登規第36条)。

4 特定目的会社に関する改正

- (1) 転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債については、従来、資産の流動化に関する法律(平成7年法律第105号)第113条の3及び第113条の5により商法の転換社債及び新株引受権付社債に関する規定が準用されていた。

改正法により転換社債及び新株引受権付社債に関する規定が商法から削られたことに伴い、整備法第128条により資産の流動化に関する法律の一部が改正され、準用されていた商法の規定に相当する規定が、資産の流動化に関する法律第113条の2の2から第113条の2の6まで及び第113条の4の2から第113条の4の8までのとおり新設されたが、これらの規定の内容は、実質的には従前と同様である。したがって、転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債に関する登記の手続についても、適用すべき条項

が変更されるほかは、従前のとおりである。

- (2) また、資産の流動化に関する法律の一部改正により、定款、貸借対照表等特定目的会社に関する書類及び社員総会の招集通知その他の特定目的会社と特定社員と間の通知等について、第1の4(1)ア及びイと同様の電子化が図られた(同法第18条第5項、第52条第2項、第85条第2項、等)ほか、社員総会における書面投票及び電子投票制度について、同ウと同様の整備が図られた(同法第58条の2第1項本文、第59条の2第1項本文)。

特定目的会社の貸借対照表(会計監査人存置会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この項目において同じ。)について、第1の4(2)アと同様に、取締役の決定をもって公告に代わる措置を執ることができることとされた(同法第95条第6項、第99条第5項)。

- (3) 登記の申請書に添付すべき定款等が電磁的記録で作られ、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録が作成されている場合における申請書に添付すべき電磁的記録に関する取扱いは、第2と同様である(資産の流動化に関する法律第134条、商登法第19条の2、法登規第9条、商登規第36条)。

特定目的会社の取締役が貸借対照表について公告に代わる措置を執る旨を決定したときは、貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項として、当該情報が掲載されているウェブページのアドレスを登記しなければならないこととされた(資産の流動化に関する法律第24条第2項第6号)。この場合の登記の手続は、第1の4(2)イと同様である。

- (4) 改正法第155条により、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部が改正され、同法第2条第1項の特定目的会社に関して、(2)及び(3)と同様の改正がされた。

別紙記載例

1 新株予約権に関する登記

(1) 新株予約権を発行した場合

ア 使用人に対して新株予約権を有利発行した場合
新株予約権欄

新 株 予 約 権	
第1回新株予約権	
新株予約権の数	100個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 5,000株
各新株予約権の発行価額	無償
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額	100,000円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年3月31日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）	
この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。	
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件	
新株予約権者が当会社を退職した場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却する。	
平成14年7月8日登記 ㊤	

申請人印

㊤

新株予約権欄 1 丁
1 回

登記官印

㊤

イ 新株予約権付社債を発行した場合
新株予約権欄

新 株 予 約 権	
第1回新株予約権付社債に付された新株予約権	
新株予約権の数	10,000個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数	
普通株式	500,000株
各新株予約権の発行価額 60,000円	
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 30,000円	
新株予約権を行使することができる期間 平成19年3月31日まで	
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）	
この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの 新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき金額と の合計額を下回る場合には、行使することができない。	
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件	
この新株予約権は、当会社が吸収合併により消滅することとなる ときは、取締役会決議をもって、新株予約権の目的である株式の時 価と権利行使価額との差額で消却する。	
平成14年7月8日登記 ㊤	

申請人印



新株予約権欄 1 丁
1回

登記官印



- (2) 新株予約権の行使による変更の登記
 ア 新株予約権の一部が行使された場合
 商号・資本欄

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資 本 の 額	変 更 年 月 日 登 記 年 月 日
発行済株式の総数 1万株	金5億円	
発行済株式の総数 1万1000株	金5億5000万円	平成14年11月30日変更 平成14年12月9日登記㊦

新株予約権欄

第1回新株予約権	
新株予約権の数	100個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 5,000株	
各新株予約権の発行価額	無償
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額	100,000円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年3月31日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）	
この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。	
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件	
新株予約権者が当会社を退職した場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却する。	
平成14年7月8日登記 ㊦	
新株予約権の数	80個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 4,000株	
平成14年11月30日変更 平成14年12月9日登記 ㊦	

イ 新株予約権の全部が行使された場合
商号・資本欄

発行済株式の総数 並びに種類及び数	資 本 の 額	変 更 年 月 日 登 記 年 月 日
発行済株式の総数 ±万株	金5億円	
発行済株式の総数 1万5000株	金7億5000万円	平成14年11月30日変更 平成14年12月9日登記㊦

新株予約権欄

第1回新株予約権
新株予約権の数 100個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 5,000株
各新株予約権の発行価額 無償
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 100,000円
新株予約権を行使することができる期間 平成19年3月31日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）
この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
新株予約権者が当会社を退職した場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却する。
平成14年7月8日登記㊦
平成14年11月30日新株予約権全部行使
平成14年12月9日登記㊦

(3) 新株予約権の一部が消却された場合
新株予約権欄

第1回新株予約権	
新株予約権の数	100 個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 5,000 株
各新株予約権の発行価額	無償
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額	100,000円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年3月31日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）	
この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。	
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件	
新株予約権者が当会社を退職した場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却する。	
平成14年7月8日登記 ㊤	
新株予約権の数	90個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 4,500株
平成15年3月31日変更 平成15年4月7日登記 ㊤	

- (4) 新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使期間が満了した場合
新株予約権欄

第1回新株予約権付社債に付された新株予約権	
新株予約権の数	10,000個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数	
普通株式	500,000株

各新株予約権の発行価額	60,000円

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額	30,000円

新株予約権を行使することができる期間	平成19年3月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）	

この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの	
新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき金額と	
の合計額を下回る場合には、行使することができない。	

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件	

この新株予約権は、当会社が吸収合併により消滅することとなる	
ときは、取締役会決議をもって、新株予約権の目的である株式の時	
価と権利行使価額との差額で消却する。	

平成14年7月8日登記 ㊤	

平成19年4月1日行使期間満了	

平成19年4月10日登記 ㊤	

(5) 株式交換により新株予約権に係る義務が承継された場合

ア 株式交換により完全親会社となる会社がその義務を承継した新株予約権の登記
新株予約権欄

新 株 予 約 権	
株式交換によりその義務を承継した新株予約権	
第1回新株予約権	
新株予約権の数	100個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 2,500株
各新株予約権の発行価額	無償
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額	100,000円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年3月31日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）	
この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。	
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件	
新株予約権者が当会社を退職した場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却する。	
平成15年7月10日登記 ㊤	

申請人印

㊤

新株予約権欄 1 丁
1 回

登記官印

イ 株式交換により完全子会社となる会社の新株予約権に係る義務の承継による登記
新株予約権欄

第1回新株予約権
新株予約権の数 100個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 5,000株
平成15年7月1日 株式交換により第1回新株予約権に係る義務の全部承継
平成15年7月10日登記 ㊤

(6) 株式移転により新株予約権に係る義務が承継された場合

ア 株式移転により設立する完全親会社とその義務を承継した新株予約権の登記
新株予約権欄

新 株 予 約 権	
株式移転によりその義務を承継した新株予約権	
第1回新株予約権	
新株予約権の数	100個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数	普通株式 2,500株
各新株予約権の発行価額	無償
各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額	100,000円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年3月31日まで
新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）	
この新株予約権は、行使の日の属する営業年度の直前の営業年度における当会社の税引前利益が1億円以上である場合に行使することができる。	
会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件	
新株予約権者が当会社を退職した場合には、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で消却する。	

申請人印



新株予約権欄 1 丁
1 回

登記官印



イ 株式移転により完全子会社となる会社の新株予約権に係る義務の承継による登記
新株予約権欄

第1回新株予約権
新株予約権の数 100個
新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式 5,000株
平成15年7月1日 株式移転により第1回新株予約権に係る義務の全部承継
平成15年7月10日登記 ㊤

- 2 議決権制限株式を有する株主の権利に関する定めを設定した場合
「その他の事項」欄

その他の事項
議決権制限株式を有する株主の権利に関する定め
議決権制限優先株主は、商法中総株主の100分の1、100分の3又は10分の1以上を有する株主の権利の行使についての規定並びに同法第245条ノ5第6項、第358条第8項、第374条ノ23第8項及び第413条ノ3第8項の規定の適用については、議決権を有しないものとする。
平成14年7月1日設定 平成14年7月8日登記 ㊤

- 3 種類株主総会の決議を要する事項に関する定めを設定した場合
「その他の事項」欄

その他の事項
種類株主総会の決議を要する事項に関する定め
次の場合においては、議決権制限優先株主総会の議決を経なければならない。
(1) 配当可能利益があるにもかかわらず、配当をしないこととする場合
(2) 新たに配当優先株式を発行しようとする場合
平成14年7月1日設定 平成14年7月8日登記 ㊤

- 4 強制転換条項付株式の発行に関する定めを設定した場合
「その他の事項」欄

その他の事項
強制転換条項付株式の発行に関する定め
優先株式は、普通株式が東京証券取引所に上場されることが決定した場合に、上場日前1月間で取締役会が定める日に転換する。
転換により発行すべき株式の内容及び転換の条件
1株につき普通株式2株の割合
平成14年7月1日設定 平成14年7月8日登記 ㊤

- 5 法第283条第5項の決議がされた場合
「その他の事項」欄

その他の事項

貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項

<http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html>

平成14年7月1日設定 平成14年7月8日登記 ㊦